

## 第3回亀岡市いじめ防止対策推進委員会議事録

日 時 平成29年2月23日午後1時30分から2時35分  
場 所 亀岡市役所 別館 3階会議室

### 委員出席者

野澤 委員  
上原 委員  
塚本 委員  
岡本 委員  
佐々木 委員  
以上5名

### 欠席委員

川畑 委員  
前田 委員  
以上2名

### 事務局

田中 教育長  
山本 教育部長  
白波瀬 教育部次長兼総括指導主事  
土岐 学校教育課長  
田中 学校教育課副課長兼指導係長事務取扱  
藤田 指導主事  
金田 指導主事  
子安 指導係主任

### 傍聴者

なし

- 1 委員紹介  
事務局から各委員及び事務局職員の紹介
- 2 委嘱状交付  
出席者委員に委嘱状を交付
- 3 開会あいさつ  
田中教育長

#### 4 委員長、副委員長の選出

亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例（平成26年条例第18号）第5条の規定により委員長、副委員長の選任は、委員による互選とすることから、事務局が選任の方法を委員に諮った。

委員から特に提案等の意見なし。

事務局から選任案を提案することについて委員に諮った。

委員 全員異議なし

事務局から委員長、副委員長を提案する。

委員長に 亀岡市保護司会副会長 塚本綏佳子様  
副委員長に 亀岡市医師会理事 上原久和様

事務局からの提案に対して、委員に諮った。

委員 全員異議なし

委員長に 塚本綏佳子様

副委員長に 上原久和様

を選任。

委員長、副委員長の席へ移動

塚本委員長から就任のあいさつ

上原副委員長から就任のあいさつ

#### 5 議 題

議事進行は、条例第7条に基づき委員長が行う。

委員長：傍聴許可申請について確認。

事務局：傍聴申請者なしと報告。

委員長：（1）平成28年度亀岡市のいじめ防止の啓発事業等の取組について  
（2）亀岡市内の小中学校の状況について  
一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局説明

委員長：はい、ただ今の事務局からの説明について、御意見、御質問、また、今後の取組等について、発言をお願いいたします。

委員：よろしいでしょうか。何点かあるんですけれども、まず一つは、第2段階の認知と解消のご判断のところなんです。これはおそらく学校側で判断されているということではないのかなと思うんですが、その認知件数については、具体的に学校のどなたが判断をすることになっているのか教えていただきたい。また、解消については、同じくどなたがどのような基準に基づいて、判断をしているのか、というところを教えていただければと思います。それから、一番最後のところで、組織的な見守りというお話が出たんですけれども、具体的にいじめの事象やいじめと思われる事象を発見したときに組織的な見守りというのは、具体的にどのようなルールというか取り決めになっているのか、というところも教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長：一つずついきたいと思います。事務局、お願いいたします。

事務局：まず第2段階の部分で、どの教師がということでしょうか。(委員：そうです。)基本的にクラスで調査しますので、まず担任が把握しまして、その後、学年なり、生徒指導の担当がおりますので、そこでの判断ということになります。その上で当然、管理職にも最終報告がいきますので、そういった流れで見ていくということになっています。それから、組織的な見守りという部分ですけれども、まずは未然防止という捉え方で、例えば休み時間の状況であったり、子どもがフリーな状態の中で、いろいろ子どもの動きが出てきますので、そういったところで教師の目が極力離れないような工夫をしているであるとか、それはまた当然未然防止の部分もそうですし、ここにありますように、調査の中で把握した部分の事後のところについても、学校全体でそういった情報を共有しながら見守っていく、というふうな形をとっていくということです。

委員長：はい。よろしいでしょうか。

委員：すいません。若干コメントさせていただくと、一つ目の質問の中で、解消のご判断をどういう基準としているのかなあ、というところがありまして、再発というんですかね、解決したというふうに判断できるというふうになってから一定の日数を基準化しようかというお話もあるようなんですけれども、その、結局生徒の立場に立って見るのか、学校側で判断してしまうのか。また、日数だけが独り歩きしていいのかという問題があると思いますので、現段階で、解消というものをどういうふうに判断されているのかなあというふうにちょっと気になったというところでご質問させていただいたと思います。それから、組織的な見守りというところなんですけれども、ちょっと話がずれて恐縮なんですけれども、私、昨年度、大阪の第三者委員会にちょっと関与しておりまして、その経験もあるんですけれども、担任の先生がですね、これはいじめかもという事象を確認したときでも、なかなか職員全体で共有する、管理職のところまでいくというところにいきつかないという中でだんだん問題が深刻化してしまっていて、出て

きた頃には、もう教育委員会の方でもどうしようもないような状態になってるといふようなこともありましたので、未然防止という観点から見た時に、報告のルール付けというんですか、そういったところの明確なルールじゃなくてもいいのかもしれませんが、こういう事象があった時には必ず職員会議に出そうとか、そういうところの意識付けというのが、必要になってくるのかなあと思ひまして、現在の実務状況をお尋ねしたいです。ありがとうございました。

委員長：そういうルール付けはどうですか。

事務局：いま言われてますように、一定の期間を決めるべきということも出ていますが、今のところ決められてないのが現状で、もちろん教師からも子どもからも、また、まわりの子どもたちからも聞きながら、学校の判断で行っているという状況です。

委員長：では、他にご意見、御質問等ありましたらお願いいたします。はい。

委員：昨年も色々お聞きしたとことと繰り返になるかもしれませんが、第1段階、第2段階の基準と解消の先程の質問と重複しますが、第1段階、第2段階の分け方と解消と認定するに至った基準がどうもわかりにくいなというふうに考えられます。一つは、この数字を見てみると小学校の認知件数が876件のうち870件が解消した。残りが6件というのが第2段階の未解消数の6件とイコールということですね。6件というのは。876件の内の870件というのは、学校が組織的に関わることなく後で児童に質問して、解消しましたという答えがあったというのが、876件分の870件ということで、残りの6件というのが、教員の方が関わってまだ解決をしていないというふうに、読み取ればよろしいのでしょうか。もしそうであれば、第2段階の11件というのは、870件の解消としたもののうちの5件は、第1段階で解消しているけれども、第2段階にも計上されているんですね、この数字が。その辺がどうもよく分からないんですけれども。この数字の解釈を教えてください。

事務局：実は、そこが分かりにくいのは、こちらも承知しています。実は先程いいました年間の把握件数の国の調査の部分では、京都府のこの調査でいきますと、第1段階のこの数字を出していくという状況なんです。京都府独自で第2段階を作っているんですけども、1人の子に対しては、第2段階に進んだけども、最終的に解消した。そういうふうな形での数字になっています。

委員：第2段階に進むというのは、教員の方が判断をして、児童に任せただけいけないということで、学校全体として共有しなければいけないというのが、11件あったということですね。

事務局：そうです。

委員：11件あった内の5件は、教員が関与して解消というふうに認められたということですが、その5件というのは、第1段階の解消した870件の中に含まれているということですか。

事務局：そうです。

委員：第1段階で解消したという数字にも入っているし、第2段階で解消したという数字にも入っているということですね。

事務局：はい。

委員：その辺が分かりにくいんですね。非常に。

事務局：それはおっしゃる通りです。

事務局：補足なんですけれども、調査方法が国の認知のあげ方と、京都府がそれをもう少し具体的というか、国は第1段階と第3段階だけを調査として求めるんですけれども、府は色々な論議の中で第1段階と第3段階だけではちょっと離れすぎているというか、ちょっと気になる部分とかいうことも拾い上げるということで、第2段階というのを設定しているんで、その1つの調査ですべての件数を網羅しようということからちょっと分かりにくい状況になっているとご理解いただけたらと思います。認知については先程の質問にもなるんですけれども、子どもが嫌な思いをしたということで、大人のフィルターを掛けないということを基本にしていますので、それをすべて拾い上げて、面談をして必要に応じて組織的な対応をしています。

委員：そうしたら理解としては、876件の内訳を見てみると876件から11件を引いた865件が先ずあって、その1つ上の段階で5件あり、その上に6件があると考えたらよろしいですか。865件は第1段階でも解消しているし、教員が関わっても問題がなかった。ちがうのは、教員が関わらない純粹に第1段階で解消したのが865件で、残りの11件のうち5件は教員が一旦関わったけれども、解消できた案件であり、最後の6件が未解消であるという考え方でよろしいでしょうか。

事務局：はい。

委員：残りの6件についての検討というのは、この場ですべきかどうかはわかりませんが、解消できていないということについて、なにか具体的な事例の検討は、この会議の役割ではないということで、この事例検討はここでやるべきではないということでしょうか。いまだ解消されていないのが6件、中学校では1件。まだ積み残し状態であるということなんで。

事務局：見守りを継続しているということで、先程どういった状況にあるのかは、簡単に言わしてもらいましたが、全体として、第3段階に行くレベルではないですけれども、まだ解消とは言い切れていないので、教師の方で継続して指導または見守っているという状況です。

事務局：例えば、この事案の中で、事象があつて、謝罪等家庭連携して一応解決を見た。けれども一被害者にあたる子どもがまだ気になるなあというような部分については、未解消であげて丁寧に見ていきましょうということで、全て具体的な事象がまだ継続して起こっているというような案件は、今のところございません。そういう意味から見守りということで、解消には至っていないと判断しています。

委員長：ほかにご意見ご質問をお願いいたします。

委員：こういう数字を拾い出すとどこで線を引くかが大変難しい。特に我々児童相談所が関わっている虐待の問題もそうなんですけれども、要するにフィルターを細かくすればどんどん件数が上がってくる。熱心に取り組めば取り組むほど件数が上がってくるということで、虐待の件数なんかでいうと10年間で何倍、10倍みたいな形で。いじめもちょっとそれに近いところがあるんじゃないかなと。いじめというのは人権侵害であって、先生方が組織的に継続的に取り組むべきものであって、熱心にやればやるほど逆に言うと件数が上がってきたり、もういいんじゃないかと思うのを、ちょっと保留して、長く関われば関わるほど、未解決、未解消の部分が残っていくというジレンマがあると思うんです。おそらく、今、ご説明いただいたとおり、やっぱり主観的な部分もあったりするんで、まわりの子から見られてるような気がするという子どもの気持ちは大事にさせていただいたらいいんじゃないかと思うんですが、その数字が増えた減ったであんまり一喜一憂するもんでもないのかなと、私は思ったりするんです。むしろこの会議は、おそらく未然防止であったり、若しくは、代表でフォーラムを8月5日にやっていただいている生徒会とかそういう一定のお子達やと思うんですけれども、むしろ、日頃、各小学校、中学校生徒さん達にどういう教育というか、いじめは人権侵害であって、場合によっては犯罪になるということを、どういうふうに一般の生徒さんに意識として植えつけているか、日常的にどうされているかというその中身が一番大事なのかなって思っています。だから、増えた減ったという議論より、やっぱり日常的に先生方がどういう意識を持って、どういうふうに生徒達に、若しくは先生自身が意識を思って組織的に取り組んでおられるか、そこが一番大事なのかなと。なかなかそういうと取組というのは、おそらくあまり数字には出てこないように思いますけれども。子ども自身に考えさせるのは、非常に有益なんですよね。先生が授業で教える、ビデオを見せるとか、集めてどうこうするとかよりも、子ども自身にこのことをどう思うかということを考えて、それを子ども自身で解決策を考えさせると、当事者のこととしてきちんと子ども自身が考えると思いますんで、そういう日常的な学校での取組をどうされてるかっていうのが、僕はすごく大事だと思うんですよ。むしろそこをお聞きしたいなと思いますけれども。

事務局：市で統一した取組というのは、いじめフォーラムなんですけれども、各校でも特に11月の人権旬間を中心に取組んでいただいています。例えば、人権意識に関わっていじめをなくそうというような、子ども達の間人間関係を重視する取組でありますとか、学校独自でいじめ防止フォーラムと名を打って実施いただいているところもあります。もちろん、その内容のほとんどは子ども達同士がディスカッションするとか、いろんないじめについて考えるというようなことや、お互いの良い所を見つけ合いましょうとい

うような取組では、それを紙に書いて人権の木みたいな形で貼っていくという取組が多いです。

委員長：私も発言させていただいてよろしいでしょうか。子ども達のいじめ防止フォーラムを見学させていただきました。本当に、特に中学生たちが、いじめ問題、あるいは、学級づくり、学校づくりをどんなふうにしていこうかということを中心に考えているなあというのがすごく伝わってきました。この発表のためにというよりも年間を通して、どんな学校づくりをしていくか、仲間づくりをしていくかということ、それは生徒会のたぶんリーダー格の子どもが中心だとは思いますが、自分たちの問題として他校の子ども達にアピールしている。たいへん頼もしいなと思って見させていただきました。小学生は本当に日常的に今紹介がありましたように、お互いにいいところを見つけをしたことがどうだったこうだったとか、こんなことは、ちょっと嫌だったとか、また、終わりの会で話し合ったとか、本当に日常的な取組をとおして交流をしておりました。こういうことって、とっても大事なないうふうに、子ども達自身が自分の問題、自分たちの周りにいじめられっ子がいないか、一人ぼっちはいないか、みたいな、そういう感覚を育てることがとても大事ななと思って見せてもらいました。たまたまその直後にある中学校に行かせてもらったら、校門の前に立って、僕たちは今日もいじめの無い学校にしようと思ってるんですけど、訴えているのを見まして、そこまでやるかなって思ったんですけども、ああいうふうに子ども達自身が取り組むということが、社会の人達、PTAの方々にも広がっていくかなと思って見せていただきました。是非とも、取り組んでいくのは大変かもしれませんが、子ども自身のフォーラムということが継続されていけばなあと思っています。

委員長：他にも啓発事業の紹介がありましたけれども、今後ですね、学校もだいたい安定していると思うのですけれども、啓発事業とか、指導しているかということも言っていました。その辺りについて、これからの取組ということで御意見をいただければと思うのですけれども、いかかでしょうか。

はい、お願いします。

委員：戻るかも知れませんが、いじめという言葉の使い方についてですが、いじめという言葉は非常に描写的な響きがあるというか、主観的であり、それは、あまり科学的な言葉ではないんです。ちょうど今日は、児童相談所の先生が今回新しく委員になられたということで、非常に大きく意義のあることだと思います。虐待の事例については、身体的な虐待、心理的な虐待、ネグレクトといういろいろなタイプというか型に分けて詳細に検討されていると思うのですけれども、おそらく、学校現場におきまして、いじめということについても、いじめという言葉で包み隠してしまうと、事の本質をかなり損なうことが多いんじゃないかなと思っています。法律の専門家

の委員もいらっしゃるので、是非お聞きしたいのですけれど、例えば、社会で万引きという言葉がありますが、本質はやはり窃盗だと思います。いじめの中にも暴力、傷害があつて、刑事事件、刑事事案に相当するものもあろうかと思ひますし、恐喝であるとか、強要であるとか、そういう刑事的に問題になるようないじめということと、仲間はずれにするという心理的な圧迫、あるいは無視をするというものを全部一緒にいじめという言葉でまとめてしまうのは、かなり事の本質を見損なう恐れがあると思ひます。そのような場合、刑事的な問題については、学校現場で、もうちょっと呼び方を変えて、もう、殴れば傷害事件として取り扱って、いじめという言葉で全てまとめてしまうというのは、今後、改善していったらよいと思ひますけれども、委員に是非ともその辺について御意見いただきたいのですけれども。

委員：はい。非常に難しい問題だなあと思ひますけれども、ご指摘の通りの部分がございます、やはり、いじめという中にいろんな種類があります。その中には、ご指摘のとおりで、まさに犯罪行為というふうと呼ぶべきものがあるかと思ひます。そういった加害の生徒さんに対して、どのように対応をしていくのかというのは、教育現場としては非常に難しい。警察に頼るのかといった話になった時に、そこは、非常に難しい判断になるのかなと思ひます。ただ、全体的な傾向で申し上げますと、やはり、ケガをさせる傷害行為であるとか、生徒さんの物を盗む窃盗行為、恐喝、そういったことに関して言うと、やはり、これはもう、解決の道筋が立たないということになった場合には、ある程度厳しく対処していくという方向が次第に強くなっているのではないかなと感じます。また、保護者の権利意識というのもだんだん高くなってきておりますので、学校の方とお話をしていく中で、やはり、これは、もうケガをさせられた、こういうことに関しては、診断書をちゃんと取って、きちんとした対処をしていく。常に警察が介入ということではないんですけども、例えば、その、いじめの被害者側の方にも弁護士が入ったりして、先方に対して何らかの、補償を含めてですね、対応を求めていくという形で、単純にいじめだからどうこうというのではなくて、これは、やはり犯罪行為として許容できないという部分に対しては、それ相応の対応をしていくということも、当然、場合によっては選択肢なのかなというふうに思ひます。ただ、一口に犯罪行為と言っても、軽重いろいろあると思ひますので、その辺の判断ということも非常に難しいところであるかも知れません。

委員：虐待の話、先程、ちょっと例として、やはり同じようなことが、それは軽重で言うと、思わずイライラして殴ってしまいそうとか、こんなふうに毎日怒ってる私は虐待しているのでしょうかという親御さんもおれば、ほんとに、もう、病院に担ぎ込まれて緊急手術みたいなお子さんもおられます。全部虐待という一括りにすることの乱暴さもあるんですけども、例

えば、虐待という、いわゆる、我々が、法律に定義されたような虐待というものと、厳しいしつけと、なんとか許容されるしつけと、なかなか線引きが難しい中で、むしろ虐待よりいじめの方が、子どもの主観というか、定義そのものが、子ども本人が苦痛と思えばいじめの事象として取り扱うんだという明確な線がありますので、そこは非常に丁寧に拾っていただいているのかなと思います。むしろ、場合によっては、本人の被害感がちょっと強いのかなというケースも含めて全部いじめの事象ということでカウントされているので、そこは非常に御苦労いただいているんだらうなと思います。実際に起こった時、もしくはそれが解消された後の取組がもちろん大事ですし、いじめが起きた時の行動というのは、主導する子がいて、その周りに迎合する子がいて、傍観者がいて、とよく言われる。まず、自分が首謀者にならないということと、周りの迎合者に決してならない、傍観もしないということ子どもに日常的に教えていくというのが大事だらうなと思います。すでに、今までの話に取り込まれているのだと思いますけれど、やり続けなければならない。虐待も同じで、どんどん定義を細かくすれば、網の目を細かくすれば、たくさんあがってくるんですけども、その中で、ほんとに行政が介入して取り組むべきものがどれぐらいあるかという、今、現在で言えば、どんどん広がっているんですよ。我々がほんとに、府に就職して、児童相談所に初めに来た頃の虐待の件数というのは、年間せいぜい90件とか、そんなもんだったのですが、去年で言えば1000件を超えていて、網の目が細かくなっていて、ただその増えた千数百件が無駄かという決してそうじゃないんですよ。その取組を非常にエネルギーを割いてやるべき人権侵害事象であるという意識は我々も常に思っていますし、学校の先生方もそこは非常に、いろんな事件であったり、報道が全国である中で、エネルギーを傾けて、取り組んでいただいているんだらうなと思います。この地道な作業を、引き続き頑張ってやっていたら教育委員会の先生方ということと、やっぱり、ちょっと話がそれますけれども、虐待が起きないようにするための予防というか、我々の所で、相談に来るお子さんの中で、いじめをしてしまった、いじめをされたというお子さんも結構来られたりするんですよ。それで、そういうお子さんの家庭背景を見た時に、やっぱり、かなり、家庭の中でお子さんがかなりしんどい状況になって、家庭の中でいろんなストレスとかを抱えて、それを学校へ行って友達に吐き出して、みたいなことが結構たくさんあります。その辺も含めて言うと、決して学校だけの問題ではなく、むしろ家庭であったり、社会であったり、という所にいかにフィードバックして、そこから押さえていくかという非常に大きな問題なんですけれども、そこも含めて、いかに、虐待の根を絶つということをしていかなければならないのかなと思います。あと一点だけ言いますと、いじめ根絶というのは言葉は綺麗ですけども、いじめ根絶ってそんな簡単にはできない

ですよね。人と人が交われば、きっとそこで嫌な思いをする子がいますし、そこでいじめだと思う人もいるし、子育てをする家庭があれば、行き過ぎることは必ずあるんで、虐待とそうじゃない、いじめとそうじゃない、という敷居を逆にあまり明確につけない方が、裾野を広くした方が、逆に言うと、我々はきちんと根を絶てるのかなというふうに思っています。

委員長：いじめにも背景があるという視点ですね。他の委員の方で、これからのことも含めて、何かご意見はございますか。

委員：特に意見はありませんが、取組状況を伺ってまして、メディアの上でのいじめ部分についての取組に力点を置いていらっしゃるんだということが分かりました。

委員長：先生方自身が、いじめについての認識を深めて、指導力も高めて、技能、力量を高めていただくためには、この研修というのが、とても大事だと。研修センターで研修する部分と、校内で具体的な事例を基に研修する部分と、見ていますと色々な形があると思うんですが、これ以外にも、府の教育センターでの講座もあると思いますが、ここにあがっている参加の人数が、これだけか、なんかちょっともったいないなとか、もっともっと積極的に研修していただきたいなという思いを持ってこの数字を見せていただいたんですけども。

事務局：例えば、5番の生徒指導研究Ⅰ～Ⅵという講座ですけれども、これは、公募というか自由参加ではなくて、一定、シリーズで、力を付けていただくということで、推薦というか指名のため人数が限られている。これは、生徒指導研究だけでなく、若い先生方対象の人材育成という面でも行っています。生徒指導だけでなく、学級経営という講座も今、進めておりまして、それはそれで30名ということで、だいたい20代の先生方が30名ほどが受講していただいている。その中で、先程からおっしゃっているように、背景というのが、いじめについてはいろいろあるということで、やはり、一番大切にしていかなければならないのは、クラス、学級だということで、学級作りとか、それと、もう一つは、子どもとの関係作りということで、そういう生徒指導講座を行っています。それと、ここにはあがっていないのですが、いじめの状況については、私共がいろんなところに呼ばれていきます校長の研修会、教頭の研修会、教務主任の研修会、そういった中では、必ず重要なこととして言ってますし、実態もそれと併せて、今の新聞紙上をにぎわしています情報を常に出しながら、アンテナを高く持てるようにしております。

委員長：是非、実践的な研究と言いますか、そういうふうに進めていただければと思います。他にございませんか。これからのあり方と言いますか、とても、いい意見を出していただきましたけれども。

委員：すいません。また2点ございます。先程、メディアというお話が出てきたと思うんですけれども、例えば、いじめのことで申し上げると、ネットい

じめというようなキーワードがよく出てくるのかなというように思います。それが、ひとつ新しい事象のように捉えられているというところもあるのではないかなと思うんですけれども。ただ、詳しい方とお話をさせていただいたりしますと、ネットで現われているいじめの事象というのは、ひとつの新しい現象というよりも、従来の間人間関係を反映したものが、むしろ分かりやすい形で表面に現われているというところがあると思う方が非常に多いようです。そのネットそのものが悪であるというように考え方というのは、基本的にそうとられない方が多いのかなというように理解しております。そのネットを規制するという方向だけで考えると、それはなかなか難しいというところもあると思います。おそらく、そういう観点で進めていっちゃるというのではないかなと思うんですけれども、正しい使い方というんですかね、今更、成長されて、使わないという選択肢は多分ないと思いますんで、そういったツールと付き合いしていくのかという中で、ルール作りというものを形成するというのが大事だなあと、私自身も感じています。それから、お話は変わるんですけれども、教職員の方々のご負担という問題がございます。いじめを防止するというお話になってきますと、どうしても現場の先生方のご負担というものが非常に多かろうというように思います。第三者委員会の報告書とかで、あちこちで書かれているんですけれども、そうは言いつつ、学校の先生方というのはお忙しい。研修とかやってらっしゃって、それは大事なことですけれども、とにかく、書類をたくさん作らなければならない、研修にも出ないといけないという中で、非常にご負担が、従来にも増して重くなっていると、いうような現状をよくお聞きします。第三者委員会とかの報告書とかでも見ますので、ちょっと負担を軽減する方法を考えてください。増員とか、そういったことになってくると思うんですけれども、その予算というものもあるのかな、と思うんですが、なかなかそこが難しいという自治体も多いのかなというように思います。当然、そういう、いろんな資源との兼ね合いというのがあるんだろうなと思うんですけれども、あまり、現場の先生にご無理ばかりお願いするというか、押し付けるというのも難しいんだろうなというように思います。なので、そういった観点での改善というのが、最終的にいじめの改善につながるという部分もあるのではないかなあと感じております。

委員長：他にはございませんでしょうか。

委員長：意見もないようですので、本日の会議はこれで閉じたいと思います。みなさまにはほんとに熱心にご意見をいただきましてありがとうございます。以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様には議事進行にご協力をいただいたことに感謝申し上げます。それでは事務局にお返しします。

## 6 閉 会

事務局からその他意見等の有無の確認の後、会議の終了を伝え閉会とする。